平成22年12月22日 0 0 号

次 目

一 /竺0000日 竺0000日)

一 示 (第2000号 - 射	52003亏)	
都市計画の変更	(都市計画課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	1
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市	ī町村から聴取した意見等	
	(中小企業振興課)	2
公 告		
平成23年福岡県歯科技工士国家詞	ば験の実施 (医療指導課)	2
監査委員		
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	3
監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	5
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	9
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	13
監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	21
監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	24
公安委員会		
猟銃及び空気銃の所持に関する謙	5 習会 (初心者に対する講習会) の	
開催	(警察本部生活環境課)	28
猟銃及び空気銃の所持に関する謙	講習会 (経験者に対する講習会) の	
開催	(警察本部生活環境課)	28

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見

募集の結果及び答申の要旨

(男女共同参画推進課)29

示

福岡県告示第2000号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する 同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。 平成22年12月22日

> 福岡県知事 麻生 渡

北九州都市計画道路を変更 (北九州都市計画道路1・4・5号枝光大谷線)

福岡県告示第2001号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平 成22年12月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成22年12月22日

福岡県知事 麻牛 渡

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久 留 米	田主丸停車場線石垣	久留米市田主丸町石垣1021番 3 先から 久留米市田主丸町石垣689番 1 先まで

福岡県告示第2002号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113 条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成22年12月22日

每週月水金曜日

福岡市博多区東福岡市博多区市場 **∓**812-8577 **∓**812-0041

 $092 - 643 - 3030) \\ 092 - 611 - 4431)$

務部行政経営企画課西 日本新聞印刷

福岡県 株式会

미미

7 4

⟨4∞

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業 (深野地区)	平成21年7月6日

福岡県告示第2003号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の 規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概 要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留 米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名 称 マックスバリュ久留米西店
- (2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

公 告

公告

平成23年福岡県歯科技工士国家試験を次のように実施する。

平成22年12月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成23年3月に卒業見込みの者
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成23年3月に卒業

見込みの者

- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学説試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、 矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

イ 実地試験

歯科技丁実技

(2) 日時及び場所

日	時	種目	場 所
平成23年 2 月23 日 (水曜日)	午前10時~ 午後4時20分	学説試験	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎
平成23年 2 月24 日 (木曜日)	午前 9 時30分~	·	福岡市東区水谷1丁目21番1号 福岡医科歯科技術専門学校
平成23年 2 月25 日 (金曜日)	午後 4 時20分	実地試験	飯塚市横田770番地の 1 九州歯科技工専門学校

実地試験は、いずれか一方の場所で受験すること。

- 3 受験手続及び受付期間
- (1) 受験の申込方法
 - ア 受験願書に次に掲げる書類及び写真 (申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横4センチメートルのものを願書の所定位置にはること。)並びに受験申込手数料3万6千円を添えて、福岡県保健医療介護部医療指導課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。)へ提出すること。

汨

- (ア) 1の(1)又は(2)に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) 1の(3)に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験 予備試験を受けることができる者であることを証明する書類
- (ウ) 1の(4)に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工 士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類並 びに1の(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると厚生労 働大臣が認めたことを証する書類
- イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して120円切手をはった返信用封筒 (B5判が入るもの)を必ず同封すること。
- ウ 受験申込手数料3万6千円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込 手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合 でも返還しない。
- エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便にすること。
- (2) 受付期間
 - ア 受験申込の受付期間は、平成23年1月26日 (水曜日) から2月9日 (水曜日) までとする。
 - イ 郵便によって受験を申し込む場合は、平成23年2月9日までの消印のあるもの に限り受け付ける。
- 4 合格者の発表及び合格証書の交付等
- (1) 合格者の発表は、平成23年3月18日 (金曜日) 午前10時に医療指導課前の廊下に 受験番号を掲示して行う。
- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。
- (3) 1の(1)又は(2)に該当する者で、卒業見込証明書を提出して受験した者が、平成23年3月11日(金曜日)までに卒業証明書を提出しないときは、合格させない。
- 5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課 (電話092 - 643 3274) に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

監查委員

監査公表第8号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局 (本局)及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員 工 藤 壽 文

同 進谷庸助

同 伊藤龍山

同 日野喜美男

第1 監査の概要

- 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間
- 1) 監査対象機関:保健医療介護部健康増進課等 5 機関
- (2) 監査対象期間:平成21年度
- (3) 監査実施期間:平成22年5月18日から平成22年6月18日

監査実施期間	平成22年6月8日~平成22年6月10日	平成22年6月8日~平成22年6月10日	平成22年 6 月15日 ~ 平成22年 6 月18日	平成22年 5 月18日 ~ 平成22年 5 月19日	平成22年 5 月26日 ~ 平成22年 5 月27日
監查対象機関名	健康增進課(病院事業)	医療指導課(病院事業)	企業局(電気・工業用水道・工業用地造成事業)	苅田事務所 (工業用水道・工業用地造成事業)	矢部川発電事務所 (電気事業)

2 監査の主眼

電気等3事業においては、流動資産、流動負債、企業 各機関の事業が地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3条に規定する経営の基本原則に沿っ て運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに主眼を置いて実施した。特に、病院事業に 企業債及び借入金、また、 債、借入金及び工事(建設・改良・修繕等)に留意した。 おいては、流動資産、流動負債、 今回の監査は、

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況

(2) 財務諸表の内容

資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第2 監査の結果

松瀬ダム建屋修繕工事において、廃棄物処理費の数量及び共通仮設費、現場管理費並びに一般管理費の算出を誤っ 企業局の電気事業における経営管理及び財務に関する事務は、次のとおり改善を要するものが見受けられた。 たため、積算過大となっている。 その他公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認め られた。

監査公表第9号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、福岡県土地開発公社等5団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	I	藤	壽	文
同	進	谷	庸	助
同	伊	藤	龍	峰
		田文	吉士	É⊞

第1 監査の概要

- 1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間
- 1) 監査対象団体

福岡県土地開発公社等5団体

(2) 監査対象期間

平成21年度

(3) 監査実施期間

平成22年6月30日から平成22年7月28日まで

監査実施期間	平成22年6月30日から 平成22年7月1日まで	平成22年7月7日から	平成22年7月8日まで	平成22年7月13日から 平成22年7月15日まで	平成22年7月20日から 平成22年7月22日まで	平成22年7月27日から	平成22年7月28日まで
	牡		韓	社	牡		d
	苓		機	**	্থ		量
νп	紙		픧	苓	絽		孙
体名	IXTV		牲	铝	摦		蝌
豆	謡		兴		圏		名
≪	君		坣	摦	個		×
以	+		洲		业		畑
監	账		丰	账	弋		楘
ш4	<u> </u>		账	洹	쓨		账
	<u>国</u>	法人	汩	_	迢	法人	泹
	買	財団法人	埋	買	買	財団法人	岬

2 監査の範囲

今回の監査は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体、県が平成21 年度において財政的援助を行った団体及び地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせて いる団体等のうちから5団体について、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ 効率的に執行されているかについて実施した。

3 監査対象団体の概要及び財政的援助等の内容

監査対象団体名	事業の概要	財政的援助等の内容
福岡県土地開発公社	地域の秩序ある整備を図るため、公有地の拡大の整備に関する法律(昭和47年)に其づき、公共田地 小田	県は、基本金の全額を出資するとともに、公共用地先行取得資金等を貸付けている
	がはままでも、にまって、 なべがで、 なが 地等の取得、造成その他の管理及び処分等を行うほか、国、地方公共団体、その他公共団体の参託を受けて、土地の取得	(表記) 接助等の明細は、次のとおりである。 福岡県土地開発公社出資金 (30,000,000円
	の斡旋、調査、測量等の事業を実施して いる。	(うち21年度 0円) 福岡県道路・河川事業用地先行取得資
		金貸付金 3,000,000,000円 (うち21年度 0円) 福岡県十地開発基金貸付金
		3,194,018,698円 (うち21年度 0円)

200号

恶3

運営に要する経費に対し補助金の交付及 び資金の貸付けを行うとともに当機構の (E) (E) 福岡県経営技術支援対策関係事業費補 補助金(減農薬・減化学肥料栽培認証 運営に要する経費に対し負担金の交付及 当公社の (E) 福岡県道路公社有料道路管理運営資金 県産農林水産物輸出応援農商工連携フ 1,600,000,000円) 福岡県後継人材育成対策等事業費補助 福岡県農林水産物安全対策関係事業費 983,400,000円) 368,000,000円 139,939,000円 1,600,000,000円 24,890,000円 1,000,000円 475,000円 42,280,500円 22,356,900,000円 983,400,000円 867,000,000円 金(青年農業者等育成確保推進事業) 3,733,606円 41,919,912,974円 次のとおりである。 援助等の明細は、次のとおりである。 債務について債務保証を行っている。 債務について損失補償を行っている。 助金(農業経営指導強化対策事業) (うち21年度 (うち21年度 基本金の75.2%を出資し、 県は、基本金の88.0%を出資し、 福岡県農業振興推進機構出資金 (うち21年度 補償債務残高(平成21年度末) 保証債務残高(平成21年度末) 農地保有合理化促進費補助金 び資金の貸付を行うとともに、 福岡県就農支援資金貸付金 アンド造成にかかる貸付金 冷水有料道路事業負担金 福岡県道路公社出資金 (うち21年度 (うち21年度 援助等の明細は、 貸付金 帰げ (業量 農地の集団 する事業等の適切かつ円滑な遂行を図 るとともに、農業公共用地の取得事業 、農業担い手の確保・育成、農産物の 産地銘柄の確立、都市と農村の共生に 関する事業等を行い、もって本県農業 の健全な発展に資することを目的とし 農業公共用地の取得、管理及び処 就農支援資金の貸付けに関する事 営農指導力向上等対策に関する事 <u>°/</u> その他機構の目的を達成するため 効率的に行うこと等により、この地域 交通の円滑化を図り、もって住民の福 祉の増進と産業経済の発展に寄与する 冷水道路、二丈浜玉道路及び福岡 化その他農地保有の合理化による農業 経営基盤の強化等農業構造の改善に関 農業担い手の確保及び育成に関す 農産物のブランド化推進に関する 福岡県の区域及びその周辺の地域に 料金を徴収することができる道路の新 設、改築、維持、修繕等を総合的かつ の地方的な幹線道路の整備を促進して ことを目的として次の事業を実施して おいて、その通行又は利用について、 県産農林水産物輸出応援ファン 天神中央公園駐車場の維持管理 農産物の認証制度に関する事業 都市と農村の交流に関する事業 農地保有合理化に関する事業 て、次の事業を実施している。 の助成金交付及び管理事業 農業経営の規模の拡大、 前原道路の維持管理 分に関する事業 必要な事業 業量 4 9 9 / ∞ 福岡県農業振興推進機構 福岡県道路公社 財団法人

福岡北九州高速道路公社	福岡市及び北九州市の区域並びにその周辺の地域において、その通行又は当日について料金を	県は、基本金の50.0%を出資するとともに、特別転貸債貸付金等の貸付け及び当べかの産物について産業をはたって
	心内について作金で倒れるることが、さる指定都市高速道路の新設、改築、	当なたり見紡にプロトラグを担合して、 1.1.2。
	維持、修繕等を総合的かつ効率的に行	援助等の明細は、次のとおりである。
	うこと等により、地方的な幹線道路の ************************************	福岡北九州高速道路公社出資金
	整備を促進して父通の円消化を図り、	9
	もって住民の福祉の増進と産業経済の	(うち21年度 1,750,000,000円)
	発展に寄与することを目的として、次	特別転貸債貸付金
	の事業を実施している。	85,752,076,969円
	1 福岡高速道路の建設事業及び維持	(うち21年度 1,750,000,000円)
	管理	都市高速道路経営改善資金貸付金
	2 北九州高速道路の建設事業及び維	15,000,000,000円
	持管理	(うち21年度 0円)
		保証債務残高(平成21年度末)
		307,850,581,617円
財団法人	勉学意欲がありながら経済的理由に	県は、基本金の99.0%を出資し、事業
福岡県教育文化奨学財団	より修学が困難な者に対する奨学事業	運営に要する経費に対し補助金等の交付
	及び教育文化に関する普及振興事業等	及び資金の貸付け並びに当財団の債務に
	を行い、知性豊かで創造性に満ち、社	ついて損失補償を行うとともに、当財団
	会に貢献し得る人材の育成及び教育文	を福岡県青少年科学館の指定管理者とし
	化の向上発展に寄与することを目的と	7118.
	して、次の事業を実施している。	援助等の明細は、次のとおりである。
	1 奨学金の貸与	福岡県教育文化奨学財団出資金
	2 学生会館の設置及び運営	2,526,000,000円
	3 奨学金の貸与を受ける学生・生徒	(うち21年度 0円)
	及び在館学生の指導	福岡県教育文化奨学財団奨学事業に係
	4 教育文化に関する助成	る貸付金 23,174,797,000円
	5 教育文化に関する顕彰	(うち21年度 3,709,244,000円)
	6 教育文化に関する調査研究	県派遣職員給与負担金 56,907,470円
	7 福岡県青少年科学館の施設、設備	福岡県教育文化奨学財団事業に係る補
	の維持管理及び運営	助金 133,454,000円
	8 科学教育の普及に関する事業	福岡県青少年科学館管理運営料
	9 科学の振興に関する調査及び研究	198,994,000円
	に関する事業	(施設の利用料金収入 42,359,600円)
	10 その他財団の目的を達成するため	補償債務残高(平成21年度末)
	必要な事業	1,267,645,048円

第2 監査の結果

各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において、適正に執行されてい ると認められた。

監査公表第10号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等36か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	工	藤	壽	文

同 進谷庸助

同 伊藤龍 |

同 日野喜美男

第1 監査の概要

- 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間
 - (1) 監査対象機関:農林水産部の出先機関36機関
 - (2) 監査対象期間:平成21年度
- (3) 監査実施期間:平成22年5月11日~平成22年6月21日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査実施日		平成22年6月1日~平成22年6月3日			平成22年5月24日~平成22年5月26日		1	+ mxzzz + o H / H o + zzzzz +		平成22年5月17日~平成22年5月20日				+ mxzz + o H 13 = ~ + mxzz + o H 17 =			いまらかれてロンローではらかれてロ40口			平成22年5月27日	17年の7年に日47日、17年の7年に日40日		平成22年6月21日	平成22年5月27日	平成22年5月12日	平成22年5月27日	平成22年6月21日	平成22年6月21日	平成22年5月21日
監査対象機関名	福 岡 農 林 事 務 所	福岡地域農業改良普及センター	北筑前地域農業改良普及センター	朝倉農林事務所	朝倉地域農業改良普及センター	久留米地域農業改良普及センター	八幡農林事務所	北九州地域農業改良普及センター	飯塚農林事務所	飯塚地域農業改良普及センター	田川地域農業改良普及センター	筑後農林事務所	南筑後地域農業改良普及センター	八女地域農業改良普及センター	病害虫防除所筑後支所	行 橋 農 林 事 務 所	京都地域農業改良普及センター	築上地域農業改良普及センター	病害虫防除所行精支所	農 業 大 学 校	農業総合試験場	病 害 虫 防 除 所	農業総合試験場豊前分場	農業総合試験場筑後分場	農業総合試験場八女分場	農業総合試験場果樹苗木分場	中央家畜保健衛生所	北部家畜保健衛生所	西 筑 家 畜 保 健 衛 生 所

平成22年12月22日

图 演 第 田	平成22年5月27日	平成22年5月11日~平成22年5月13日	平成22年5月27日	平成22年5月27日	平成22年5月13日	平成22年6月8日	平成22年5月11日
	吊	所	1	1	所	用	所
	₩	務	Ø	B A	张	张	H 民
	衛	発	y	y	明海研	前海研	小面研
翠布	趣	開多	4	4	価	邮	内
獭	-	北	術	術	- 6	- 6	٠.
以級	硃	刪	技	技	y .	<i>y</i>	術センタ
岩	മ	桜	洲	洪	術セン	術セン	析乜
唨		长			技	技	扙
		≡	*	烛	海洋	海洋	海洋
	級	须	林	掛	畑	理	産
	綎	綎	楪	¥	¥	长	¥
$ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ldsymbol{ld}}}}}}}}}$							

関格の中間

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行さ れているかに意を用いて実施した。

特に、工事の執行状況について、重点事項として調査を行った。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

弁償金等の調定及び収入事務 生産物売払収入、農林水産業受託事業収入、 農林水産手数料、

(2) 支出

委託料、使用料及び賃借料等の支出事務 需用費、役務費、 報償費、 質金

(3) 人件費

報酬、通勤手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理事務

(9) 物品

取得、管理及び処分の状況

量工 (L)

工事の執行状況

(8) 補助事業

補助事業の執行状況

平成22年12月22日

第3200号

監査の結果 第2

- 調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。 各監査対象機関における財務に関する事務は、
- 重点事項の調査結果
- 調査対象機関

計7機関 農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所

調査の内容 $\widehat{\mathcal{O}}$

また工事設計の内容が、事業の目的等 平成21年度に完了した工事において、設計積算が正確に行われているか、 に即して経済的なものとなっているかについて調査を行った。

調査の結果 (3)

事業の目的等に即して経済的なものとなっ 工事設計の内容は、 工事の設計積算は適正に執行されており、また、 ていると認められた。

監査公表第11号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会(委員)事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	工	藤	壽	文
同	進	谷	庸	助
同	伊	藤	龍	峰
同	日	野	喜美	€男

第1 監査の概要

- 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間
- 警察本部及び行政委員会(委員)事務局106機関 (1) 監査対象機関:知事部局の本庁、議会事務局、
 - (2) 監査対象期間:平成21年度
- (3) 監査実施期間:平成22年6月29日~平成22年7月29日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

图 資 第 胎 日	平成22年7月13日	平成22年7月9日	平成22年7月14日	平成22年7月13日	平成22年7月15日	平成22年7月14日	平成22年7月16日	平成22年7月27日	平成22年 7 月23日 平成22年 7 月27日 ~ 平成22年 7 月29日	平成22年7月9日	平成22年7月22日	平成22年7月22日	平成22年6月30日	平成22年 6 月29日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年6月30日	平成22年6月30日	平成22年7月21日	平成22年7月22日	平成22年7月21日	平成22年7月22日	平成22年7月21日	平成22年7月20日	平成22年7月20日	平成22年7月6日	平成22年7月8日	平成22年7月6日
	[M]	點	點	點	點	點	點	點	I	點	點	點	點	轞	點	講	點	點	點	點	識	點	點	點	點	點	點	點	點
配	州田	政経ゴ企画	 	及	務	産 活 用	民情報 広報	防防災	務事務センタ	ステム管理	学学事振興局学事	学学事振興局私学振興	合 政	域地域振興	町村支援	報政策	查 統 計	诺 对 纸 同 识 诺 罄 确	海 好 策 回 张 珠 里	会活動推進	少年	民文化スポーツ	女共同参画推進	活安全	察 汶 活 同 汶 浜 第 一	際 次 派 画 次 派 第 二	健医療介護総務	康増進	健衛生
	黎	行	\prec	財	税	財	账	誤	%%	Ŕ	猩	松 诗	3%	켗	Æ	掣	冊	{{H	{{H	社	丰	账	眠	₩	H	H	卷	健	昳

監査実施日	平成22年7月8日	平成22年7月9日	平成22年7月7日	平成22年7月7日	平成22年7月9日	平成22年7月20日	平成22年 7 月21日	平成22年7月22日	平成22年 7 月22日	平成22年7月20日	平成22年7月23日	平成22年7月23日	平成22年7月23日	平成22年7月21日	平成22年7月2日	平成22年7月2日	平成22年7月1日	平成22年7月2日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年6月30日	平成22年6月29日	平成22年6月29日	平成22年7月1日	平成22年6月29日	平成22年6月30日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年7月6日	平成22年7月2日	平成22年7月7日	平成22年6月30日	平成22年7月2日	平成22年7月6日
	鸓	轞	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	點	黙	點	轞	點	點	點	點	點	二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	點	點	點	點	點
襲 對名	章		籢	文	簽	務	支援	庭	福祉	援) 政 策	用 開 発	力開発	策 局 調 整	胀	₩	新 新 第	対策	歕	弹	無	振順	部。	観光	術 振 興	₩	和	政策	振╸]安全	빩	画	振興	女	
対象機	架	務	昳	₩ 	卷	器	۲	₩	和	•	光	新雇	業能	和対	郊	昳	社	物	粧	ء	政		紫	妈	· 技	昳	立	斑	村	産物	粧	摷	牃	糸	椥
開	療		凝	斯令	鑂	祉	畑	卌	[1	謹	働局	働局	働 局 職	権・同	違	弾	避	㈱	視	然	Η	小	小 小	際経	莱		牃	林水	川	林水	存	#14	田	河	
	医	揪	医	佪	⇐	世	Υ-	忌	괃	跦	泺	泯	光	≺	嘂	শ	便	選	鼆	価	迤			H	新	Н	쇣	毗	眽	丰	d	概	大	姒	ね田

監 沓 実 施 日	平成22年6月30日	平成22年7月7日	平成22年7月8日	平成22年7月7日	平成22年7月9日	平成22年7月6日	平成22年7月9日	平成22年7月9日	平成22年7月2日	平成22年7月8日	平成22年7月7日	平成22年7月7日	平成22年7月8日	平成22年7月8日	平成22年7月6日	平成22年7月2日	平成22年7月6日	平成22年7月2日	平成22年7月8日	平成22年7月7日	平成22年7月7日	平成22年7月7日	平成22年7月2日	平成22年7月8日	平成22年7月6日	平成22年7月21日	平成22年7月14日~平成22年7月16日	平成22年7月21日	平成22年7月23日	平成22年7月22日	平成22年7月22日	平成22年7月23日	平成22年7月23日	平成22年7月21日	平成22年7月23日
	點	點	點	業	點	監	輲	監	點	點	監	監	輲	監	{KH	點	[M]	讄	監	讄	點	點	讄	踹	踹	輲	呾	踹	踹	點	監	轞	輲	點	監
型公	集		∜ H	三	振顫	総務	剰		幸	京文		米			対策	無	絡管建設	総務	阃	章	멂	ূ	阃	枡	備	会	務			離	整	畑			畑
査 対 象 機	鄰	振	迷	漁業	水	至備	КY	升	雑	觀	Ш	邕	疒	防	日 路	源対	緊急運	7 中	##	非	街	~	旱	供	京人	理局	曲	矛务	矛务	財保	和中	教	÷,	言及	楘
錮	村		林	展	産局	井	圃		铝	铝		III			速	涇	部福岡	築都	Æ	銤	遥	长	抍	呼	舞	計	∜ \$			名	阃	∜ I3	職		校
	眽	*	糕	¥	¥	畎	섬	田	ূ	摦	原	河	揋	念	佪	长	뀨	魊	都	쾚	$\langle \! $	۲	任	账	鳭	∢ ⋈	灩	% %	阻	×	供	社	教	爼	佪

平成22年12月22日

監 査 実 施 日	平成22年7月22日	平成22年7月23日	平成22年7月22日	平成22年7月21日	平成22年7月16日	平成22年7月13日~平成22年7月16日	平成22年7月23日
	祟	業	點			部	
		畑	崜	務	務		務
胚	畑	鰲	働	빠	栅	₩	빠
一級	教	묲	ا گ	ψ			∢β
女」	11(1)		' \₩	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		B.4+	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
開	務	•	К	ЖX	ЖX	緻	ЖX
		棰	畑	卌	₩Щ		働
	牃	\prec	存	\prec	鼆	뻬	派

2 監査の主眼

財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行 されているかに意を用いて実施した。 今回の監査は、

また、事業内容に着目した監査(指定事業監査)を実施した。

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

分担金及び 財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び県債並びに特別会計 地方交付税、交通安全対策特別交付金、 地方特例交付金、 地方譲与税、 国庫支出金、 県税、地方消費税清算金、 使用料及び手数料、 の調定及び収入事務 負担金、

(2) 支出

需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務 報償費、旅費、 鎮金

(3) 人件費

報酬、通勤手当等諸手当の認定及び支給事務

1

契約

(4)

契約の締結及び履行確認事務

(2) 工事

工事の執行状況

(6) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(7) 物品

取得、管理及び処分の状況

(8) 債権

債権管理の状況

(9) 補助金

補助金の交付事務

第2 監査の結果

1 監査における指摘

各監査対象機関における財務に関する事務は、次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。 その内訳は、次のとおりである。

7	IIα	15件	1件	14	1年	2件	14	21件
	₩						1件	1件
N A	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田					2件		2件
	人 以	15件	1件	1件	1件			18件
	₩ T	b. 《	5 庭 課	8 営 金 融 課	和教育課	軍軍	産振興課	6機関
4	w ix	消 防 防	児童	中小企業絡	人権・同	健康増	水磨局水	址

是正を要するものの内容は、次のとおりである。

	叔	偨	凝	翠	俎		×	尔	留 誤
無	竖		斑	<u>*</u> *		點	Хh	<	保安講習受講料において、消印が漏れている。 (15件 70,500円)
町	御		₩	囡		點	Δħ	<	母子寡婦福祉資金貸付金償還金(元金)において、滞納者の状況に応じた個別の償還指導計画を作成するなど償還対策が図られているが、収入未済額が前年度に比べて16,193,340円増加している。(1件)
日 翙	加 //	4	併	台		業 監	Δh	<	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金(元金)において、滞納者の状況に応じた個別の償還指導を行うなど償還対策が図られているが、収入未済額が前年度に比べて51,604,724円増加している。(1件)
人	華	<u>□</u>	玉	榖	畑	點	Δh	<	地域改善奨学資金貸付金償還金において、奨学 金相談員による督促訪問等、滞納者の状況に応じ た個別の償還対策が図られているが、収入未済額 が前年度に比べて206,379,552円増加している。 (1件)
色	礟		聖	刔		點	₩	I I	食糧費の資金前渡において、精算書が作成されていない。 (2件 12,000円)
水	垂	¥	世	坣	歐	業	Н	 	漁港整備工事において、捨石均しの施工単価を 誤ったため、455,066円が積算過大となっている。 (1件)

平成22年12月22日

意見事項 7

産業廃棄物の不法投棄等に係る行政代執行に要した費用について、原因者等からの弁償が滞っている事例が見受 れに要した費用の回収には相当の困難性が予想されるところであり、今後とも、不法投棄等の未然防止、早期発見 けられた。また、監査対象期間において行政代執行に着手した事案も発生している。行政代執行に至った場合、 及び早期是正に取り組むことはもとより、一層の原因者等に対する必要な調査が望まれる。 また、政務調査費について、知事に提出された収支報告書及び領収書等の十分な確認を行うべきであると考える そのための何らかの方策を検討することが望まれる。

指定事業監査の調査結果

調査対象事業 (1)

三つの事業テーマを設け、次の8事業を調査対象とした。

電子システム利用を目的とした事業 テード

市町村への補助金を伴う事業

協会・団体への負担金・補助金を伴う事業

事業	宅建業免許事務等電算システム運営事業	県立高校教務支援システム整備事業	落とし物ネット検索推進事業	シルバー人材センター育成・強化事業	農山漁村活性化整備事業	北九州空港対策事業	薬事情報センター運営事業	ロボット産業振興事業
機関の名	建築都市部建築指導課	数 育 庁 企 画 調 整 課	警察本部	福 祉 労 働 部 新 雇 用 開 発 課 労 働 局	農林水產部 農山漁村振興課	企画·地域振興部 空 港 整 備 課空 港 対 策 局	保健医療介護部 薬 務 課	5
トード	, KK	#th		¥€ 11N		<u>∠∃ 1/∪</u>	₽	極

調査内容 3

につい 効率性 ては補助金交付事務の流れ、テーマ については負担・補助に応じた成果に特に留意し、事業が経済性、 事業単位での一連の事務処理において、テーマ については電子システム導入後の利用状況、テーマ 及び有効性に考慮して行われているかについて調査した。

(3) 調査結果

ア テーマ 電子システム利用を目的とした事業について

電子システムを利用することにより教務支援が効率的に行 県立高校教務支援システム整備事業においては、 なわれている。

落し物を検索する時間が短縮されるなど有効なものとなっ 落とし物ネット検索推進事業においては、 7113° 宅地建物取引主任者及び業者免許の申請・届出 情報を電算システムの利用により全国規模でデーターベース化し、宅地建物取引主任者の二重登録等の不正防 宅建業免許事務等電算システム運営事業においては、 止、消費者保護及び業界の健全育成に役立っている。 これは申請書に添付す しかし、そのうち電子申請システムの利用率については、1.8%と低率となっていた。 る書類を別途郵送する必要があるなど利便性を欠くことによるものと考えられる。

雪子 今後、関係者への電子申請システムの利用促進の働きかけや、他の都道府県との連携を図るなどして、 申請システムの問題解決に向けた方策を検討する必要がある。

イ テーマ 市町村への補助金を伴う事業について

高齢者の多様な就業機会を提供するための技能講習会の シルバー人材センター育成・強化事業においては、 充実等が図られている。 また、農山漁村活性化整備事業においては、山村地域の活性化を図るために農林水産物生産施設を整備する ことによって収益改善や生産性の向上が見込まれている。

これらの事業は、調査した範囲において問題は見受けられなかった。

ウ テーマ 協会・団体への負担金・補助金を伴う事業について

北九州空港対策事業においては、国際路線の定着化のために海外航空会社に対して着陸料等の支援を行なう ことにより航空便が増加するなどの効果が認められた。 ロボット産業振興事業においては、ロボットの製品化に向けた研究開発の支援を行なうことにより実 用化件数が増加している。

薬事情報センターの薬剤師が医薬品等の相談・情報提供を行 なうことにより一般県民の医薬品等健康被害の防止に役立っている。 次に、薬事情報センター運営事業においては、

いずれの事業も、調査した範囲において問題は見受けられなかった。

21

監査公表第12号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等20か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成22年12月22日

福岡県監査委員	I	藤	壽	文
同	進	谷	庸	助
同	伊	藤	龍	峰
同	日	野	喜美	€男

第1 監査の概要

- 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間
- (1) 監査対象機関:県土整備部及び建築都市部の出先機関20機関
- (2) 監査対象期間:平成21年度
- (3) 監査実施期間:平成22年5月12日~平成22年6月24日

監査対象機関ごとの監査実施日は次のとおりである。

監査実施日	びまっかん 日 7 日 3 ひまっかん 6 日 40日	+ mxzz+ o H / H ~ + mxzz+ o H 10 H	びまっかって、ひまった「ロッコ	+ M224 5 H 18 = ~ + M224 5 H21 =	ロバロンサの出出、ロバロンサの出出	+M224 0 A21	平成22年6月1日~平成22年6月3日	はよって ロッコンサッチは	+mzzz+ o H / H ~ +mzzz+ o H 10H	平成22年5月12日~平成22年5月13日	平成22年6月15日~平成22年6月17日	びまって、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、日で、	+ nxzz+ o Hz = ~ + nxzz+ o Hz+=	平成22年6月1日~平成22年6月3日	平成22年5月25日~平成22年5月27日	平成22年5月25日~平成22年5月27日	平成22年5月17日~平成22年5月18日	平成22年5月19日~平成22年5月20日	平成22年5月12日~平成22年5月13日	平成22年6月16日~平成22年6月17日
	所	刑	刑	刑	刑	严	刑	刑	严	刑	刑	刑	所	刑	所	刑	出	刑	刑	刑
	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務	務		務
部位	 	栅	重量	設事	備事	卌	 	 	卌	 	 	備事	卌	 	 	 	設事	設事	務	#
黎	整備	K	離	惻	離	K	整備	整備	K	整備	整備	離	K	整備	整備	整備	想	機	拠	泗
叔	 K 	H	H	4	H	Н	 	 	Н	 	 	H	+	 K 	 K 	 	4	4	775	共
阻料	账	匜	米	波ダ	後剛	=	账	账	ॄ		账	州県	쬾	账	歐	账	∏ Ā	原ダ	H	 -
	迢	温	温	盤	筑		七	銤	①	徊	×	九	€ -	\equiv	粼	屈	ケ	包		弹
	畑	ш	久	皿	櫮	Ш	垣	低	Ш	蕇	<	岩	Ш	田	颜	雅	丑	色	扠	採

土木事務所は平成21年10月1日の組織再編により県土整備事務所に統合された。 (世 藤波ダム建設事務所は平成22年3月31日をもって廃止され、平成22年度から久留米県土整備事務所に藤波ダム管理 出張所が設置された。

2 監査の主眼

財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行さ れているかに意を用いて実施した。 今回の監査は、

その正確性及び経済性を重点事項として調査を行った。 特に、工事の設計積算については、

3 監査の範囲

今回実施した監査の範囲は、次のとおりである。

(1) 収入

調定時期及び 県土整備手数料及び県土整備受託事業収入等の調定金額、 県土整備使用料、 県土整備費負担金、 収入事務

(2) 支出

賃金、旅費、需用費、委託料、使用料及び賃借料等の支出事務

(3) 人件費

通勤手当の認定及び支給事務

(4) 関約

長期継続契約の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の増減及び管理状況

(9) 物品

取得、管理の状況

(7) 債権

債権管理状況

量工 (8)

設計積算及び施工並びに契約変更の状況

(9) 用地

設計積算及び履行確認検査等の状況

第2 監査の結果

監査における指摘

次のとおり一部の機関において是正を要するものが見受けられた。 各監査対象機関における財務に関する事務は、 その内容は、次のとおりである。

前明	道路改築工事の設計積算において、排水工の施	工単価を誤ったため積算過大となっている。	(1件)
尔		卌	
×		Н	
		出	
ΝП		務	
伍		 	
黙		無	
獭		鄰	
偨		+	
权			
		石	
		垣	

2 重点事項の調査結果

工事の設計積算の正確性及び工事設計の経済性について

(1) 調査対象機関

県土整備事務所等20機関

(2) 調査の内容

その正確性及び経済性を調査 平成21年度に完成した県土整備事務所等における県営工事の設計積算について、 した。

(3) 調査の結果

一部の工事において数量等の誤りが見受けられた。 設計積算の正確性については、

設計が過大となっているものが見受けら 十分な経済比較を行わなかったため、 工事設計の経済性については、 れた。

十分な経済比較を行うことにより工事 正確性に留意すると共に、 工事の設計積算を行うにあたっては、 費の低減に努める必要がある。

監査の概要 無

- 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施日
- (1) 監査対象機関:知事部局及び教育委員会の出先機関38機関(2) 監査対象期間:平成21年12月1日又は平成22年1月1日から監査実施日まで

	監査実施日	平成22年7月23日	平成22年7月29日	平成22年7月28日	平成22年7月30日	平成22年7月27日	平成22年 6 月29日	平成22年6月11日	平成22年7月20日	平成22年5月28日	平成22年5月28日	平成22年5月11日	平成22年7月2日	平成22年5月19日	平成22年6月10日	平成22年5月27日	平成22年7月7日	平成22年7月8日	平成22年7月6日	平成22年 6 月22日	平成22年5月26日
・ パルエー・アフ・ロス・ロップ・エー・アン・ロバン ウェース・バース・ : 平成22年 5 月11日 ~ 平成22年 7 月30日 との監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。	監査対象期間	平成22年1月1日から 平成22年7月23日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月29日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月28日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月30日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月27日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月29日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月11日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月20日まで	平成21年12月1日から 平成22年5月28日まで	平成21年12月1日から 平成22年5月28日まで	平成21年12月1日から 平成22年5月11日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月2日まで	平成21年12月1日から 平成22年5月19日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月10日まで	平成21年12月1日から 平成22年5月27日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月7日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月8日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月6日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月22日まで	平成21年12月1日から 平成22年5月26日まで
5 十 <i>////</i> 52年7 _. 5查実施日		所		HEE	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	校	松	校	校	校
ニュンシャボルコ・エル・ル・カー・エス・ロス・ロス・ロス・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・	俎	穀		米	計	計	孙	孙	沙	孙	护	孙	孙	孙	孙	孙	孙	孙	狆	孙	洲
成22年57 成22年57 監査対象	機関	畢	孙		杀	杀	쏾	쏾	宣樂	쏾	電	絒	쏾	쏾	쏾	÷	喧響	쏾	쏾	쏾	個
間・一次 日:平成 ごとの監	ī 对象	画	-	新	等	等	個	恒	牃	恒	継	恒	個	個	個	佪	記	恒	恒	恒	洲
ニュンシャッツ 監査 重量 から まま から 重対象機関ご しょう かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	開河	引	<u>泪</u>	阺	恒	恒	#114	御	Н	⊞	迤	 III	筑	筑	和	椥	路	Щ	世	山	Н
二世元 監査写 査対象		囯			担	乜	шЩ	餦	田	価	御	響	位	位	RM'	裀	洹	紐	**	쾠	迢
(3) 題		豐	쁵	来	呷	\(\frac{1}{2}\)	HIE	畑	扠	\(\frac{1}{2}\)	÷	<	쓨	₩	祵	长	啤	KII	KI	筑	舞

監査実施日	平成22年 6 月 3 日	平成22年5月20日	平成22年5月24日	平成22年6月21日	平成22年6月1日	平成22年6月9日	平成22年6月30日	平成22年 5 月25日	平成22年6月2日	平成22年 6 月23日	平成22年 7 月22日	平成22年6月17日	平成22年 6 月16日	平成22年6月4日	平成22年6月4日	平成22年 6 月24日	平成22年6月11日	平成22年6月8日
監査対象期間	平成21年12月1日から 平成22年6月3日まで	平成21年12月1日から 平成22年5月20日まで	平成21年12月1日から 平成22年5月24日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月21日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月1日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月9日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月30日まで	平成21年12月1日から 平成22年5月25日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月2日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月23日まで	平成22年1月1日から 平成22年7月22日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月17日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月16日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月4日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月4日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月24日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月11日まで	平成21年12月1日から 平成22年6月8日まで
監査対象機関名	日 高 等 学 校	紫中央高等学校	鼠 4 零 华 校	郡。高等,学校	二 樟 風 高 等 学 校	習 館 高 等 学 校	年田北高等学校	羽工業高等学校	自光陽高等学校	圖 等 华 校	梅 総 合 高 等 坪 校	手 竜 徳 高 等 学 校	倉 聴 覚 特 別 支 援 学 校	岡高等視覚特別支援学校	別支援学校 「福岡高等学園」	高 特 別 支 援 学 校	6 館 中 学 校	翔 館 中 等 教 育 学 校

監査の主眼

今回の監査は、福岡児童相談所等38機関における旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、 併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。 特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施し、その他需用費に ついては、納品書による物品検収が行われているかについて確認した。

平成22年12月22日

監査の範囲

 \sim

- 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
 - (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- 第2 監査の結果

各監査対象機関における財務に関する事務は、調査した範囲において、適正に執行されていると認められた。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第355号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟 銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するの 無 で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により 告示する。

平成22年12月22日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所等
- (1) 講習会の日時

平成23年1月24日(月)午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門 1 丁目 6 番19号 小倉北警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科	目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法 猟銃及び空気銃の使用、保管等の	•
15:30~16:30	講習結果に対する考査	
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書	の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み 前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメ・トル、横 3.5センチメ・トルのもの) 2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト 「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第356号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟 銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するの で、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第17条第2項の規定により 告示する。

平成22年12月22日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場	所	開催警察署
平成23年 1 月20日 (木) 13:30~16:30	大牟田市不知火町 3 大牟田警察署 会		大牟田警察署
平成23年 1 月21日 (金) 13:30~16:30	北九州市小倉南区名 小倉南警察署 会		小倉南警察署
平成23年 1 月28日 (金) 13:30~16:30	筑紫野市上古賀1丁 筑紫野警察署 会		筑紫野警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み 前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメ・トル、横 3.5センチメートルのもの) 2 枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこ
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑報

福岡県男女共同参画審議会公告

第3次福岡県男女共同参画計画及び第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について(中間整理)に関する意見募集の結果及び知事への答申要旨について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱(平成12年2月29日11行改推第92号)第8条第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成22年12月22日

福岡県男女共同参画審議会

会 長 野口郁子

- 1 意見募集の結果
 - (1) 第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について(中間整理)

提出された意見の総数 79

「策定の趣旨」について 2件

「福岡県の現状」について 2件

主要な観点「課題解決型の実践的活動の推進」について 3件

目標 1 「母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性への支援」について 11件

目標 2 「職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の安定就労」について 23件

目標3「あらゆる分野への女性の参画促進」について 4件

目標4「女性が活躍できる社会を実現するための意識改革と実践活動の促進」に ついて 4件

目標5「女性の安全・安心な生活の確保」について 2件

推進体制について 4件

全体に関して 2件

類似の意見についてはまとめて1件としています。

(2) 第2次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について(中間整理)

提出された意見の総数 9

「福岡県の現状」について 1件

目標1「配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止」について 2件

目標3「保護体制の充実」について 2件

目標4「被害者の自立のための支援」について 1件

目標5「関係団体との連携」について 2件

全体について関して 1件

- 2 答申の要旨
- 第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について(答申)

基本的考え方について

- 1 計画策定の趣旨
- 2 男女共同参画の推進に関する福岡県の現状
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

男女共同参画社会実現の施策体系等について

- 1 施策体系
- 2 主要な観点
- 3 目標1 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性への支援
- (1) 母子家庭の母親の生活支援
- (2) 母子家庭の母親の就労支援
- (3) 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止
- (4) 配偶者からの暴力被害者の相談、保護、自立支援
- (5) 困難な立場にある女性を支援する団体の育成
- 4 目標2 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の安定就労
- (1) 職場における男女間の不均等の解消

6

- (2) 女性非正規労働者の待遇改善
- (3) 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備
- (4) 女性の再就職の支援
- (5) 多様な働き方の普及促進
- 5 目標3 あらゆる分野への女性の参画促進
- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (2) 多様な分野への女性の参画の促進
- (3) 女性の人材育成とチャレンジ支援
- 6 目標4 女性が活躍できる社会を実現するための意識改革と実践活動の促進
- (1) 意識の改革と社会制度・慣行の見直し
- (2) 若年層、男性、企業への啓発強化
- (3) 地域の課題解決に向けた実践活動の促進
- (4) 学校教育における男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進
- 7 目標 5 女性の安全・安心な生活の確保
- (1) 性犯罪、売買春、ストーカー犯罪、セクシュアル・ハラスメントの防止及び被害者支援
- (2) 高齢女性等への施策の推進
- (3) 生涯を通じた女性の健康支援

推進体制について

- 1 庁内体制の機能の拡充強化
- 2 県男女共同参画センター「あすばる」の充実強化
- 3 国、市町村、男女共同参画センター、NPO等関係団体との連携強化
- 4 男女共同参画行政の推進に係る意見の聴取

第2次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について (答申)

基本的考え方について

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の目標

- 3 福岡県の現状
- 4 計画の性格
- 5 計画の期間
- 6 計画の推進体制

施策体系、目標、施策の方向、具体的施策

- 1 施策体系
- 2 目標1 配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発と被害の防止
- (1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成
- (2) 被害の早期発見と重大な被害を防止する実効ある対応・体制の構築
- 3 目標2 相談体制の充実
- (1) 相談の組織・体制の強化
- (2) 外国人、障害者、高齢者への配慮
- (3) 職務関係者の研修等の充実
- 4 目標3 保護体制の充実
- (1) 一時保護体制等の充実
- (2) 同伴家族に対するケアと支援
- 5 目標4 被害者の自立のための支援
- (1) 住宅の確保支援
- (2) 経済的自立支援
- (3) 心理的ケアの実施
- (4) 被害者の情報保護、各種手続きに関する支援
- 6 目標5 関係団体との連携
- (1) 連絡会議等の開催
- (2) 市町村基本計画の策定支援
- (3) 民間団体との連携
- (4) 苦情処理体制の確立

提出された意見要旨及び知事への答申の詳細につきましては福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp) をご覧ください。